

# 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

平成19年6月25日京都府告示第363号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成19年9月1日から施行する。

なお、化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成14年京都府告示第397号。以下「平成14年告示」という。）は、平成19年8月31日限り廃止する。

## 1 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する区域のうち京都府の区域

## 2 適用する工場又は事業場

防止法第4条の5第1項に規定する指定地域内事業場

## 3 総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の指定地域内事業場の区分の欄に掲げる区分に従い、同表の算式の欄に掲げる算式により定めるものとする。

	指定地域内事業場の区分	算式
1	昭和55年7月1日前に設置された指定地域内事業場（同日前に申請又は届出（特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出をいう。以下同じ。）がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後に特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から20の項までに掲げるものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和56年政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となったもの（昭和56年政令の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和56年政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となったもののうち、同日前に申請又は届出が	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

	されたものを含む。以下「56年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	
4	56年既設事業場のうち、昭和57年7月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに昭和56年政令の施行により指定地域内事業場となったもの（同日前に申請又は届出がされたものを除く。）	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和57年政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となったもの（昭和57年政令の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和57年政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となったもののうち、同日前に申請又は届出がされたものを含む。以下「57年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	57年既設事業場のうち、昭和58年1月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに昭和57年政令の施行により指定地域内事業場となったもの（同日前に申請又は届出がされたものを除く。）	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和63年政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となったもの（昭和63年政令の施行の際現に存する工場又は事業場で昭和63年政令の施行により同日以後に新たに指定地域内事業場となったもののうち、同日前に申請又は届出がされたものを含む。以下「63年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	63年既設事業場のうち、平成元年4月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに昭和63年政令の施行により指定地域内事業場となったもの（同日前に申請又は届出がされたものを除く。）	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で平成2年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの（以下「2年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

10	2年既設事業場のうち平成3年4月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成2年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で平成3年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの（以下「3年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	3年既設事業場のうち平成3年10月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成3年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で平成9年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの（以下「9年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	9年既設事業場のうち平成9年12月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成9年政令による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正に係る指定地域内事業場となったもの	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で平成11年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの（以下「11年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	11年既設事業場のうち平成12年3月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成11年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で平成13年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの（以下「13年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

18	13年既設事業場のうち平成13年7月1日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成13年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年政令」という。）の施行の際現に存する工場又は事業場で平成24年政令の施行により新たに指定地域内事業場となったもの（以下「24年既設事業場」という。）。ただし、事項に掲げるものを除く。	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
20	24年既設事業場のうち平成24年5月25日以後に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場で新たに平成24年政令の施行により指定地域内事業場となったもの	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考 この表の「算式」の欄に掲げる $L_c$ 、 $C_c$ 、 $Q_c$ 、 $C_{cj}$ 、 $C_{ci}$ 、 $C_{co}$ 、 $Q_{cj}$ 、 $Q_{ci}$ 及び $Q_{co}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_c$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_c$  別表第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_c$  特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

$C_{cj}$  別表第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{ci}$  別表第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{co}$   $C_c$ と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{cj}$  平成3年7月1日（12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成9年12月1日、16の項にあつては平成12年3月1日、18の項にあつては平成13年7月1日、20の項にあつては平成24年5月25日）以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{ci}$  昭和55年7月1日（4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては昭和63年10月1日、10の項にあつては平成3年4月1日）から平成3年7月1日の前日までの間に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{co}$  特定排出水の量（ $Q_{cj}$ 及び $Q_{ci}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

改正文（平成24年告示第84号）抄

平成24年5月1日から施行する。

改正文（平成24年告示第526号）抄

平成24年9月14日から施行する。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条第2項の規定により同条第1項の規定の適用が6月間猶予される工場又は事業場については、平成24年11月24日までの間は、この告示による改正後の化学的酸素要求量に係る総量規制基準の3の表の19の項及び20の項（平成24年5月25日以後に設置された特定施設を有する工場又は事業場を除く。）の規定は、適用しない。

改正文（平成29年告示第357号）抄  
平成29年9月1日から施行する。

別 表

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 ( 単位 1リットル ) ( につきミリグラム )			備 考	
		(1)	(2)	(3)		
2	畜産農業	110	70	60		
3	天然ガス鉱業	60	60	60		
4	非金属鉱業	20	20	20		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30		
6	乳製品製造業	(1) 日平均排水量1,000立方メートル未満	45	40	30	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあつては、第3欄(3)の値は、30とする。
		(2) 日平均排水量1,000立方メートル以上	30	30	20	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	45	40	30		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	40	30		
9	寒天製造業	65	65	65		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	30	20		
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	35	25		
12	冷凍水産物製造業	40	30	20		
13	冷凍水産食品製造業	50	40	30		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	55	45	30		
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	85	70	60		
16	野菜漬物製造業	50	45	35		
17	味そ製造業	80	70	30		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	80	70	40		
19	うま味調味料製造業	30	20	20		
20	ソース製造業	30	30	30		
21	食酢製造業	45	40	30		
22	砂糖精製業	55	40	30		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30		
24	小麦粉製造業	40	30	30		
25	パン製造業	30	30	20		
26	生菓子製造業	50	45	35		
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30		
28	米菓製造業	60	40	40		
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30		
30	植物油脂製造業	50	40	30		
31	動物油脂製造業	50	40	30		
32	食用油脂加工業	45	40	30		
33	ふぐらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	60	60	50		
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40		
35	めん類製造業	55	30	30		
37	豆腐・油揚げ製造業	55	30	30		
38	あん類製造業	70	70	60		
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	45	40	30		

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備考	
		(1)	(2)	(3)		
41	清涼飲料製造業	(1) 日平均排水量1,000立方メートル未満	45	30	30	
		(2) 日平均排水量1,000立方メートル以上	20	20	20	
42	果実酒製造業		30	30	30	
43	ビール製造業		30	30	30	
44	清酒製造業	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	65	40	40	
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	35	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業		35	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業		20	20	20	
47	配合飼料製造業		30	20	20	
48	単体飼料製造業		30	20	20	
49	有機質肥料製造業		35	20	20	
50	たばこ製造業		30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		60	60	60	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		85	85	80	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		100	100	100	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		50	50	50	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		120	100	100	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		120	100	100	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	80	70	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	70	70	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		120	100	95	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		90	80	75	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		50	50	50	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		50	50	50	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		50	50	50	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)		90	70	50	
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業		30	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナージェラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		55	50	50	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備 考	
		(1)	(2)	(3)		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	80	80	80		
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80		
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40		
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗淨機を使用しているものにあつては、第3欄(1)及び(3)の値は、それぞれ80、60とする。	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	105	100	80		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナ－グラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナ－グラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	55	40	40		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	60	40	40		
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、第3欄の(1)及び(2)の値は、それぞれ65、65とする。	
90	手すき和紙製造業	90	90	80		
91	塗工紙製造業	30	20	20		
92	段ボール製造業	60	40	30		
93	重包装紙袋製造業	75	70	70		
94	セロファン製造業	40	40	40		
95	乾式法による繊維板製造業	45	40	40		
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	85	80	60		
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30		
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	60	55	50	
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	50	50	50	
101	製版業	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	60	55	55	
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30		
103	複合肥料製造業	30	30	30		

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)			備 考
		(1)	(2)	(3)	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	30	30	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	55	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	55	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、275、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、185、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備考
		(1)	(2)	(3)	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、220、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	80	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	75	70	65	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、160、160、160とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、185、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	45	40	40	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備考	
		(1)	(2)	(3)		
130	印刷インキ製造業	45	40	30		
131	医薬品原薬・製剤製造業	85	70	60	平成8年9月1日前的特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、70とする。	
132	医薬品製剤製造業	70	30	30		
133	生物学的製剤製造業	40	30	30		
134	生薬・漢方製剤製造業	30	20	20		
135	動物用医薬品製造業	70	60	50		
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。	
137	農薬製造業	30	30	20		
138	合成香料製造業	130	110	110		
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20		
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20		
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	40	30	30		
143	写真感光材料製造業	15	15	10		
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	45	40	40		
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130		
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40		
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40、40とする。	
149	コークス製造業	185	180	90		
150	石油コークス製造業	75	70	50		
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10		
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40		
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
154	なめしかわ製造業	100	100	100		
155	毛皮製造業	60	60	60		
156	板ガラス製造業	10	10	10		
157	板ガラス加工業	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	20	20	20	
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	10		
159	ガラス容器製造業	20	10	10		
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	10		
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	10		
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	55	55	55		
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	35	35	35		
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	10		
165	生コンクリート製造業	15	10	10		
166	コンクリート製品製造業	20	10	10		
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	10		
168	黒鉛電極製造業	20	20	20		
169	砕石製造業	20	20	20		
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20		

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備考	
		(1)	(2)	(3)		
172	うわ薬製造業	20	20	20		
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20		
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除	10	10	10		
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20		
179	熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
180	冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20		
182	鋼管製造業	20	20	20		
183	伸鉄業	10	10	10		
184	磨棒鋼製造業	10	10	10		
185	引抜鋼管製造業	10	10	10		
186	伸線業	20	20	20		
187	ブリキ製造業	20	20	20		
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20		
189	めっき鋼管製造業	20	20	20		
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20		
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	10		
192	鍛鋼製造業	10	10	10		
193	鍛工品製造業	10	10	10		
194	鋳鋼製造業	10	10	10		
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	20	10	10		
196	鋳鉄管製造業	20	10	10		
197	可鍛鋳鉄製造業	20	10	10		
198	鉄粉製造業	10	10	10		
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10		
200	非鉄金属製造業	20	20	20		
201	電気めっき業	50	40	40		
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20		
203	一般機械器具製造業	20	20	20		
204	電子回路製造業	30	25	20		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	20	20	20	
		平成31年3月31日までの間（平成29年9月1日以後に増加する特定排水に係る汚濁負荷量を算定する場合を除く。）	30	20	20	
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	15	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	30	20	20	
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	15	10	10	
207	精密機械器具製造業	20	15	10		
208	ガス製造工場	20	20	20		

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備 考	
		(1)	(2)	(3)		
209	下水道業	35	25	25	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、20とする。	
210	空瓶卸売業	35	20	20		
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	20		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	65	40	30		
213	飲食店	60	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。	
214	宿泊業	65	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。	
215	リネンサプライ業	45	40	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	55	40	30		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	(1) 日平均排水量1,000立方メートル未満	70	60	60	
		(2) 日平均排水量1,000立方メートル以上	60	60	60	
219	自動車整備業	30	20	20		
220	病院		40	40	40	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
		平成31年3月31日までの間 (平成29年9月1日以後に増加する特定排水に係る汚濁負荷量を算定する場合を除く。)	60	40	40	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。

整理番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備考	
			(1)	(2)	(3)		
			221	し尿浄化槽	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のものに限る。		50
		建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上5,000人以下のものに限る。	(1) 合併式	50	40	40	(1) 建築基準法施行令第32条第1項の表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 (3) 平成18年2月1日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。

整理番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)			備考
			(1)	(2)	(3)	
				(2) 単独式	50	
		平成31年3月31日までの間(平成29年9月1日以後に増加する特水汚濁を算入する除く。)	50	45	45	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）		80	50	45	(1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあつては、第3欄の値はそれぞれ同欄の順序に従い、80、70、45とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置されるものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		50	40	30	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、20とする。
224	ごみ処理業		70	40	40	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業		50	40	40	
228	と畜場		60	40	40	
229	中央卸売市場		25	20	20	
230	地方卸売市場		25	20	20	
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	(1) 日平均排水量2,000立方メートル未満	50	35	30	
		(2) 日平均排水量2,000立方メートル以上	20	20	20	
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水（整理番号221の項及び同222の項に掲げるものを除く。）	80	50	50	
		(2) 車両洗浄施設	40	35	35	
		(3) 上水道業又は工業用水道業（自家用工業用水道業を含む。）	20	20	20	
		(4) 金属家具製造業	30	20	20	
		(5) 他に分類されないその他の製造業（日本標準産業分類3299に定めるものをいう。）	40	25	25	

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)			備考
		(1)	(2)	(3)	
	(6) 金属鉱業	20	20	20	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	70	55	55	